

高等学校

学校教育法に基づいて設置される学校の一種。中学校卒業を入学資格とし、中学校教育の基礎のうえに、高等普通教育と専門教育とを施すことを目的としており、高校と略称される。近年では中卒者の圧倒的多数が高校に進学しており1991年の高校進学率は95.4%である。1991年現在の高校数は5,503校、その内訳は国立17校、公立4,170校、私立1,316校である。第2次大戦後の新学制では、中等教育は中学校教育と高校教育とからなるとされ、高校教育は後期中等教育とされる。なお1950年まで存続した旧学制による高等学校と区別するときは、新制高校と呼ぶ。

❖沿革 旧学制のもとでは、尋常小学校（1941年以降は国民学校初等科）卒業者の進学する道は、1940年当時を例にとってみると、①男子のみを受け入れる中学校、②女子のみを受け入れる高等女学校及び③実業学校があり、④大部分の者は高等小学校に進んだ。⑤義務教育は6年制の尋常小学校までだったので、以上のいずれにも進学しない子どももいた。⑥ただし、1939年以降は男子についてのみ、尋常小学校卒業後いずれにも進学しない者は2年制の青年学校普通科に、高等小学校卒業者は5年制の青年学校本科に就学することが義務づけられた。青年学校はいわば勤労青少年を対象としたパートタイム制の学校で、これを卒業しても進学できる上級学校はなかった。また、女子の学ぶ青年学校もあったけれども、義務制ではなく、その本科は3年制であった。一般に、このうちの①と②とが中等学校、③のうちの卒業者に上級学校入学資格が与えられる甲種実業学校は中等実業学校とみなされていた。教育審議会の審議答申を経て制定された中等学校令（1943）は、中学校、高等女学校、実業学校を制度上の中等学校と位置づけた。

第2次大戦後、アメリカ教育使節団報告書の示

唆と教育刷新委員会の建議を経て制定された学校教育法は、義務教育年限を9か年とし、6年制の小学校に続く单一の学校制度として3年制の中学校を創設し、中学校に続くこれも单一の学校制度として高等学校を設けた。新制の中学校は、独自の校舎をもっていた高等小学校がきわめてわずかだったため、校地の確保、校舎の建設から始めなければならなかったが、新学制の新しさを代表する学校として国民に支持され、急速に定着した。これに対して新制の高等学校は、1948年4月に旧制の中等学校すなわち中学校、高等女学校および実業学校の校地、校舎、生徒、教師を継承して出発した。

❖歴史 発足時の高校は男子校（旧中学校）、女子校（旧高等女学校）、あるいは職業高校（旧実業学校）という形で旧制学校の色彩を強く残していた。そこで、公立高校については、実態的にも統一的な高校教育像の実現を目指して、都道府県ごとに1948年秋から49年秋にかけて大規模な統廃合が行われた。この統廃合の過程で重視されたのが、通学区制、男女共学制、総合制などの原則であった。全・定の差別撤廃などを加えて4原則などと称した県もあったが、京都府で重視された共学制、小学区制、総合制の3原則はよく知られている。

通学区域の設定は教育委員会法に基づく制度で、教育の機会均等と学校間格差縮小を趣旨として可能な限り小さく設定することが目指された。1校1学区の小学区制（総合選抜地域配分制も実質的にこれに同じ）は、1952年には23道府県で実施された。しかし1通学区に数校の中学校区制や数十校を含む大学区制に移行する府県がしだいに増加し、小学区制の道府県は1955年には12、1960年には5、1967年には京都府のみとなり、1985年からは京都府も中学区制に移行したため全域に小学区制を採用している府県はなくなった。男女共学制を実施する公立高校は1949年には63%に上り、この数値はその後も着実に増して1990年には94%に達している。別学制を採る学校が多い私立高校においても、共学制を採る高校はしだいに増加し、その比率は1990年には40%に達している。総合制とは、普通科と職業学科とを併置することを意味する。1949年には全高校の44%が総合制となった。しかし人口稠密で高校も多い都市部

ではしだいに普通科のみ、職業学科のみの独立校が増加したため、総合制高校の比率は1991年には31%まで低下した。

高校は義務制ではないが、中学校卒業後「更に学校教育を継承しようとする者を全部収容することを理想」（『新学校制度実施準備の案内』1947）として出発した。しかし、1950年当時の高校進学率は43%にすぎなかった。経済の発展と国民の教育要求の増大とがあいまって高校進学率は急上昇し、1961年には62%，1965年には70%，1970年には82%に達し、1973年からは90%を超えるに至り、高校教育は実質的にも国民教育としての地位を占めるに至った。

❖組織 高校には、教育機会拡充の趣旨から、小・中学校とは違って、全日制課程のほかに、定時制、通信制の課程が設けられている。修業年限は、全日制は3年、定時制と通信制の課程はながく4年以上とされてきたが、1989年以降は3年以上とされ3年で卒業することも可能となった。定時制課程には、授業時間帯の区分により、昼間、夜間、昼夜などの課程があり、夜間定時制が過半を占めている。

高校には、主たる専攻により、普通教育を主とする学科（普通科と略称）、専門教育を主とする学科（専門学科と略称）がある。専門学科の大部分が職業教育に関する学科（職業学科と略称）であるところから、普通科と職業学科とに2大区分して考えることが多い。専門学科に在籍する生徒は、1972年頃までは全高校生の40%台を占めていたが、1973年からしだいに低下の一途をたどり、1991年には25%となっている。職業学科には、農業に関する学科（略称農業科、以下同様）、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科がある。実際には、工業科を例にとれば、機械科、電気科等々のいわゆる小学科として存在する。職業学科以外の専門学科としては、理数科、英語科、美術科等々がある。専門学科の種類は、1950年代までは100種に満たなかった。しかし1960年代以降急増し、1973年には276種に達した。その後一時期減少したもの、1980年代後半に急増し、1991年には400種程になっている。

通例、高等学校というときは本科を指す。しかし高校には本科のほかに、高卒者に「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導

すること」(学校教育法第48条第2項)を目的とする修業年限1年以上の専攻科と、中卒者に「簡易な程度において、特別の技能教育を施すこと」(学校教育法第48条第3項)を目的とした修業年限1年以上の別科とがある。1991年に専攻科は115校に、別科は6校に開設されている。

❖教育課程 高校の教育課程は、各教科に属する科目と特別活動とから構成される。学校は、学習指導要領が課程・学科にかかわりなく必修と定めている普通教育科目を含めて、普通教育科目と専門教育科目とによって自校の教育課程を構成する。これにより、課程、学科にかかわらず高校教育としての統一性を確保しているわけである。普通科は、普通教育科目のみによって教育課程を構成する場合が少なくない。職業学科は、当該学科に関する専門教育科目30単位以上を含めて教育課程を構成するものとされている。実際には、学校・学科により異なることが多いが、専門教育科目の比率は45%前後のことが多く、50%を超えて専門教育科目を課す学校はまれである。学習指導要領は、必修の普通教育科目を含む80単位以上を修得することを卒業の要件としている。各学校は、学習指導要領よりも多めに卒業要件を定めている場合が多い。

高校は、特に普通科では、若干の教科・科目を生徒の選択に委ねることが多い。まったくの自由選択にする場合もあるけれども、多くは、選択すべき教科・科目をセットにして、2・3学年または3学年にコース制を採用することが多い。

❖改革の動き 高校は、小・中学校と違って、単位制と学年制を併用している。1988年度から、定時制・通信制課程に単位制のみによる高校が制度化された。この単位制高校は1991年には31校に達し、なお増加の傾向にある。1993年度からは全日制課程にも単位制高校開設の動きがある。また、普通科と職業学科との中間に位置する総合学科を創設しようとする動きも具体化している。

<佐々木享>

►中等教育、後期中等教育、『日本の高校』(ローレン)、高校
三原則、定時制高校学校、単位制、学年制

[参考文献]

佐々木享『高校教育の展開』大月書店、1979